



ドイツにおける 相続事情 専門家の果たす役割

テーマ・講師



講師

小西 飛鳥 先生

平成国際大学法学部 教授
慶應義塾大学大学院法学
研究科博士課程 単位取得
満期退学 ドイツ・トリヤー大
学法学部修士課程 修了

ドイツにおいては相続の場面においても、遺産分割協議をする際に公証人が関与することにより、不動産の売買時と同様に公証人が中立的な立場で関与していることが明らかになった。また、我が国と同様に遺産分割時に紛争が生じると、感情的な綻れもあり非常に解決に時間・費用・労力がかかることが明らかになった。

そうした問題を防ぐために、相続開始前から専門家が関与することの必要性および、相続開始後にも専門家が関与する制度を設ける必要性について考える。

日程・会場・受講料

- 日時 **2026年 1月 29日（木） 18:00～19:00**
- 会場 **日本教育会館 810号室**（千代田区一ツ橋2-6-2）
- 受講料 **会員：無 料 ビジター：4,000円**
- オンライン **録画配信（2/1～2/10）**

新春オープンセミナー
会員 無料

申込

- 申込方法 <https://x.gd/JOjFV>
または、右の二次元バーコードから申込み
- 申込締切 2026年1月23日（金）



一般社団法人日本相続学会

東京都千代田区外神田6-9-6
平川会計パートナーズ内 〒101-0021
Website: <https://www.souzoku-gakkai.jp/>
E-mail: renraku@souzoku-gakkai.jp

オンライン

- 同時配信は行いません。録画配信のみです。
- 2月1日に参加者へ配信開始予定。（2月10日まで）
- 配信が届かない場合は、左記までメールにてご連絡ください。